

福岡県公報

令和7年4月1日
第584号

目次

告示（第230号－第237号）

○保安林予定森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	1
○保安林予定森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	（会計管理局会計課）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	3
○道路の供用の開始	（道路維持課）	3
○道路の占用の制限	（道路維持課）	3

公告

○令和7年度福岡県調理師試験の実施	（健康増進課）	4
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	（都市計画課）	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	（農村森林整備課）	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	（農村森林整備課）	5
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	6
○落札者等の公示	（国際政策課）	6
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	7

公安委員会

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会） の開催	（警察本部生活保安課）	7
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会） の開催	（警察本部生活保安課）	7

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活保安課）	8
○クロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）の開催 （警察本部生活保安課）	9
○クロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）の開催 （警察本部生活保安課）	9

再掲

○令和7年度福岡県職員採用選考試験（前期）の実施 （人事委員会事務局任用課）	10
○福岡県議会議員補欠選挙における北九州市小倉南区選挙区の選挙長 の変更 （行財政支援課）	12
○福岡県議会議員補欠選挙における北九州市小倉南区選挙区の選挙長 の変更 （行財政支援課）	12

告示

福岡県告示第230号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡赤村大字赤字横手98の1、98の8、字岩石山ノ内99の1、99の3
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第231号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字畑29の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県 道		宮 田 線 小 竹	前	鞍手郡小竹町大字新多541番2先から 鞍手郡小竹町大字新多1466番1先まで	3.9 ～ 37.2	804.0
			前	鞍手郡小竹町大字新多541番2先から 鞍手郡小竹町大字新多1466番1先まで	8.3 ～ 38.2	857.6
			後	鞍手郡小竹町大字新多541番2先から 鞍手郡小竹町大字新多1466番1先まで	8.3 ～ 32.0	798.5

福岡県告示第233号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧 事項	売りさばき人 証番号	売りさばき人の住所 及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	7	福岡市東区箱崎一丁目 1番1号 福岡土木会 館内 福岡県建設業協同組合	福岡市東区箱崎一丁目 1番1号 福岡土木会 館内	令和7年 4月1日
旧事項	7	福岡市東区箱崎一丁目 1番1号 福岡土木会 館内 福岡県建設業協同組合	福岡市博多区東公園7 番7号 福岡市東区箱崎一丁目 1番1号 福岡土木会 館内	

福岡県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	福 岡 方 線	前	宮若市金丸158番1先から 宮若市金丸86番2先まで	7.1 ～ 14.9	323.3
			後	宮若市金丸158番1先から 宮若市金丸86番2先まで	10.7 ～ 20.6	323.3

福岡県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	国 道	200号	前	直方市新町三丁目4964番1先から 直方市丸山町5014番6先まで	12.5 ～ 166.6	307.0
			後	直方市新町三丁目4964番1先から 直方市丸山町5014番6先まで	12.5 ～ 25.9	307.0

福岡県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	200号	直方市新町三丁目4964番1先から 直方市丸山町4976番1先まで

福岡県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	占用を制限する区域
朝 倉	国 道	386号	朝倉市杷木志波5035番先から 朝倉市杷木志波5873番8先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年4月15日

公 告

公告

令和7年度福岡県調理師試験を次のように実施する。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの。

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、出題形式は客観式四肢択一（全60問）とする。試験科目は次のとおりとする。

- ア 公衆衛生学
- イ 食品学
- ウ 栄養学
- エ 食品衛生学
- オ 調理理論
- カ 食文化概論

(2) 日時

令和7年10月25日（土曜日）

午後1時30分から午後3時30分まで

(3) 場所

西南学院大学 4号館（福岡市早良区西新六丁目2番92号）

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

- ア 受験申請書1部に受験票・写真台帳（写真は申込前6月以内に撮影した上半身

、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に受験県（福岡県）・氏名・生年月日を記入したものを貼付）1部、受験手数料6,100円（福岡県領収証紙を購入し領収証紙納付書に貼付）、受験票送付用封筒（110円分の切手を貼付）1部及び調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類1部（福岡県知事が実施した平成26年度以降の調理師試験の受験票の原本を提出する場合は省略可能）を添えて公益社団法人調理技術技能センター（以下「センター」という。）調理師試験担当（郵便番号103-0012 東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号 J A C Cビル5階 電話番号03-3667-1815、ファックス番号03-3667-1868）に提出すること。

イ 受験申請書は、最寄りの保健福祉環境事務所若しくは保健福祉事務所（ただし、福岡市においては福岡市保健所各衛生課医業務係とし、北九州市においては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内保健福祉課生活衛生担当とし、久留米市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、福岡県保健医療介護部健康増進課（以下「健康増進課」という。）又はセンター調理師試験担当で配布する。

郵便によって受験申請書を請求する場合は、封筒（大きさは問わない）の表に「福岡県調理師試験 受験申請書類希望」と明記し、宛先、郵便番号及び住所を明記して180円切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封して、センターに請求すること。郵便による受験申請書の請求は、令和7年5月7日（水曜日）から同月16日（金曜日）までの期間に到着したものに限り受け付ける。

ウ 受験手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 郵便によって受験を申込み場合は、必ず書留郵便にてすること。

(2) 受付期間

郵便による受験申込みは、令和7年5月7日（水曜日）から受け付けることとし、同年6月3日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表

(1) 試験に合格した者の受験番号は、令和7年12月12日（金曜日）午前10時00分に発

表する。発表は、センターのホームページに掲載するほか、保健福祉環境事務所等、健康増進課及びセンターに掲示して行う。

(2) 合格者に対しては、センターから、合格通知書により合格の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、センター調理師試験担当に対して行うこと。

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、那珂川市道善・恵子土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任した理事

氏 名	住 所
清水 秀勝	那珂川市道善五丁目54番地

公告

久留米市高野小森野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
龍頭 学	久留米市小森野三丁目12番15号
高田 錦一郎	久留米市小森野六丁目16番7号
堤 芳貴	久留米市小森野三丁目20番20号

2 退任監事

氏 名	住 所
龍頭 守	久留米市小森野三丁目9番22号
高田 正文	久留米市高野二丁目11番12号

3 就任理事

氏 名	住 所
笠 良弘	久留米市小森野三丁目20番6－1号
高田 峰男	久留米市小森野六丁目18番2号
龍頭 守	久留米市小森野三丁目9番22号

4 就任監事

氏 名	住 所
笠 幸夫	久留米市小森野五丁目7番12号
半田 雅貴	久留米市高野二丁目8番61号

公告

大刀洗町下高橋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
久保山 久則	三井郡大刀洗町大字下高橋3251番地1
久保山 英樹	三井郡大刀洗町大字下高橋3209番地4
吉田 博之	三井郡大刀洗町大字下高橋3250番地2
堀内 義弘	三井郡大刀洗町大字下高橋3254番地2

吉田 利文	三井郡大刀洗町大字下高橋3244番地
-------	--------------------

2 退任監事

氏 名	住 所
服部 清孝	三井郡大刀洗町大字下高橋3207番地
一木 茂治	三井郡大刀洗町大字下高橋3326番地
吉武 眞澄	三井郡大刀洗町大字下高橋3209番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
久保山 久則	三井郡大刀洗町大字下高橋3251番地 1
久保山 英樹	三井郡大刀洗町大字下高橋3209番地 4
吉田 博之	三井郡大刀洗町大字下高橋3250番地 2
堀内 義弘	三井郡大刀洗町大字下高橋3254番地 2
吉田 利文	三井郡大刀洗町大字下高橋3244番地

4 就任監事

氏 名	住 所
服部 清孝	三井郡大刀洗町大字下高橋3207番地
一木 茂治	三井郡大刀洗町大字下高橋3326番地
吉武 眞澄	三井郡大刀洗町大字下高橋3209番地 1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市小郡字大原町2213番16及び2213番18
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市小郡1883番地 9
農園工房ひさ 代表者 久光 嘉徳

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福岡県パスポートセンター旅券業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県パスポートセンター
(2) 所在地
福岡市中央区天神一丁目1番1号 アクロス福岡3階
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社アイヴィジット
(2) 住所
東京都豊島区東池袋四丁目5-2
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
505,626,726円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日

令和7年1月31日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字湊字前田703番3、703番5から703番16まで、732番6及び732番7、字クス原733番1及び733番7から733番86まで並びに湊坂四丁目10番4、10番6及び34番46並びに福岡市東区美和台新町715番19、715番21、715番33、715番56、715番58及び715番106

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡新宮町美咲三丁目2番26号

株式会社C o z y ' s N e s t

代表取締役 山中 浩司

公安委員会

福岡県公安委員会告示第98号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年5月29日（木） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第99号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定によ

り告示する。

令和7年4月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和7年5月2日（金） 午後1時30分～午後4時30分	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署
令和7年5月14日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市早良区百道一丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署
令和7年5月23日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署

2 講習の科目

- （1） 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- （2） 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- （3） 教養効果測定

3 注意事項

- （1） 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- （2） 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- （3） 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- （4） 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- （5） 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- （6） 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第100号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操

作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和7年4月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和7年6月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和7年6月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和7年6月19日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和7年6月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- （1） 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- （2） 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- （3） 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- （4） 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- （5） 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- （6） 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。

- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第101号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年5月18日（日） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第102号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年5月25日（日）午前9時00分から午前12時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

福岡県職員採用選考試験（前期）を別表のとおり実施する。

令和7年3月19日

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

令和7年度福岡県職員採用選考試験（前期）

職種・区分		職務内容	採用時 勤務予定場所	受験資格			試験日		選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	試験案内等 の配布場所	試験の申込先	その他		
											発表日	発表の方法						
研究職員	化学A	ゴム・プラスチック等の高分子材料に関する研究（材料設計、化学的改質、試作、解析等）、試験、技術指導、人材育成	工業技術センター（化学繊維研究所）	高分子材料（ゴム・プラスチック等）をはじめとした材料の設計、化学的改質、分析評価技術等に関する学科	大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者若しくは令和8年3月までに修了見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者	①平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ②平成14年4月2日以降に生まれた者であって、大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者又は令和8年3月までに修了見込みの者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者	第1次	6月15日	研究職員及び職業指導員は専門試験 論文試験 船員は教養試験	福岡市 東京都	第1次	6月下旬	最終合格者には書面で通知する。	インターネットにより、令和7年4月25日から令和7年5月16日まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階 福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・ 県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米） ・ 保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・ 保健福祉事務所（糸島） ・ 農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・ 県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂珂）	福岡県人事委員会事務局	この試験の問合せは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
	情報処理	A I や I o T を現場活用するためのソフトウェアに関する研究、試験、技術指導、人材育成	工業技術センター（機械電子研究所）	情報工学、情報システム、データサイエンス等に関する学科														
	生物	食中毒や感染症に関するウイルスや細菌などの分析、試験及び調査・研究	保健環境研究所	微生物学、分子生物学、感染症学、遺伝情報学に関する学科														
船員（機関）		船舶の機関の運転、漁業取締り及び調査観測業務並びに司厨業務	農林水産部水産局漁業管理課、水産海洋技術センター		五級海技士（機関）以上の免許（内燃機関の限定を含む。）を有する者又は令和8年6月までに免許を取得する見込みの者	平成2年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者											
職業指導員	印刷・デザイン系	オフセット印刷、製本、デザイン、DTP及び関連コンピュータ知識を含む印刷物作成過程に関する職業訓練指導	県立高等技術専門学校、福岡障害者職業能力開発校		職業能力開発促進法第28条による職業訓練指導員免許を有する者又は同免許の取得資格を有する者 （印刷・デザイン系は製版・印刷科の職業訓練指導員免許 電力系は電気工事科の職業訓練指導員免許 機械・メカトロニクス系は機械科の職業訓練指導員免許 オフィスビジネス系は事務科の職業訓練指導員免許 設備施工系は冷凍空調機器科の職業訓練指導員免許）	昭和39年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者	第2次	7月下旬～8月上旬	研究職員は人物試験 資格調査 船員は作文試験 人物試験 資格調査 職業指導員は実技試験 人物試験 資格調査	福岡県内 上記以外は福岡市	最終	8月下旬					
	電力系	電気工事士養成施設としての電気理論、電気機器、電気工事、自動制御等に関する職業訓練指導																
	機械・メカトロニクス系	機械・電気保全、制御機器組立て、シーケンス制御、汎用工作機械、NC工作機械による切削加工、機械設計・製図等に関する職業訓練指導																
	オフィスビジネス系	簿記会計からビジネスマナーなど事務に必要な一般常識から、ビジネスアプリケーションを中心としたOA機器の操作方法や文書処理に関する職業訓練指導																
	設備施工系	建築設備の施工並びに冷凍、冷却及び空調和設備の施工及び調整に関する職業訓練指導																

（注1）この試験を受験できない者
・ 地方公務員法第16条に該当する者
・ 職業指導員については、職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
（注2）上表中、「大学」、「大学院」とは学校教育法に規定する大学、大学院その他人事委員会が認めるものをいう。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県選挙管理委員会告示第28号

令和7年3月23日執行の福岡県議会議員補欠選挙において、令和7年3月14日に選任した北九州市小倉南区選挙区の選挙長について、その職を解き改めて次の者を選任した。

令和7年3月23日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

住 所	氏 名
北九州市小倉南区	安心院 綾子

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県選挙管理委員会告示第30号

令和7年3月23日執行の福岡県議会議員補欠選挙において、令和7年3月23日に選任した北九州市小倉南区選挙区の選挙長について、その職を解き改めて次の者を選任した。

令和7年3月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

住 所	氏 名
北九州市小倉南区	鷹取 貴美子